

国民年金

問合先 国保年金課

より多くの年金を受けたい人は、ぜひご利用ください

〔付加年金〕

国民年金第1号被保険者や任意加入被保険者が、定額保険料(月額16,980円)に付加保険料(月額400円)を上乗せして納付すると、「200円×付加保険料を納めた月数」が老齢基礎年金に加算されます。たとえば10年間付加保険料を納めると…

200円×12カ月×10年＝
年額24,000円が加算

必要なもの

本人確認書類および基礎年金番号がわかるもの(年金手帳など)の2点、またはマイナンバーカード(1点)はマイナンバー(1点)を
申込・問合先 国保年金課
※マイナンバーを利用した電子申請もできます。

〔国民年金基金〕

国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せして給付する公的な個人年金制度です。

対象 国民年金第1号被保険者で、定額保険料を納付している人

※60歳以上65歳未満の人、海外に居住していて国民年金に任意加入している人も加入できます。
掛け金 加入時の年齢や性別などによって変わります。上限は、DのC(個人型確定拠出年金)の掛け金と合わせて合計月額68,000円です。納めた掛け金は全額、国民年金保険料と同様に、社会保険料控除の対象になります。

申込・問合先 全国国民年金基金 ☎0120・65・4192

※付加年金も国民年金基金も保険料の免除や納付猶予、学生納付特例を受けている期間は加入できません。また、付加年金と国民年金基金の両方に同時に加入することはできません。

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要で、案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象 ●老齢基礎年金を受給し、次の

要件をすべて満たしている人
・65歳以上
・世帯員全員の市町村民税が非課税

・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が889,300円(昭和31年4月1日以前生まれの人は887,700円)以下
●障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、次の要件を満たしている人
・前年の所得額が4,721,000円以下

※扶養親族がいる場合、所得額の上限が異なります。

請求方法

●新たに年金生活者支援給付金を受給する人：対象となる人は、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが9月初旬から送付されています。お知らせに同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要な事項を記入し、提出してください。来年1月6日までに請求手続きが完了した人は、令和6年10月分から受け取ることができます。
●年金を受給しはじめる人：年金請求手続きと併せて手続きをしてください。
●現在、年金生活者支援給付金を受給している人：支給要件を満たす場合、2年目以降の手續

きは原則不要です。支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」が送付されます。

問合先 給付金専用ダイヤル(ナビダイヤル) ☎0570・05・4092

※年金生活者支援給付金の請求で困ったときは、問い合わせてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号や暗証番号等をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

後期高齢者 医療制度

ジェネリック医薬品を
利用してみませんか?

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品(これまで使われてきた新薬)の特許が切れた後に販売される医薬品で、先発医薬品と同じ有効成分を同量含み、同

等の効き目があると国に認められた医薬品です。ジェネリック医薬品は開発にかかる費用が抑えられていることから、先発医薬品より安価で経済的です。

〔切り替え時の注意〕

●すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品が対応しているわけではありません。

●使用できる病気(効能)が異なるなどの理由で切り替えできない場合があります。

●先発医薬品と色や大きさ、形などが異なることがあります。

●ジェネリック医薬品への切り替えを希望する場合は、医師・薬剤師に相談のうえ、事前に必ず、医療機関や薬局に医薬品取扱いの有無・在庫の状況を問い合わせてください。

問合先 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 (☎06・4790・2031 Fax 06・4790・2030)

